

○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令案新旧対照条文  
 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>二十 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>二十一〇二十三（略）</p> <p>（在日米軍協力課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊</p>	<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十一〇二十二（略）</p> <p>（在日米軍協力課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p>

十一  
十八  
海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。  
(略)

十  
十七  
(略)